

(第54号議案)

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 再利用等による廃棄物の減量</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 区民の減量義務(第21条・第22条)</p> <p><u>第4節 集団回収(第22条の2―第22条の6)</u></p> <p>第3章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 集団回収 第22条の2第4項に規定する集団回収実践団体による再利用を目的として集団回収対象廃棄物(再利用が可能な家庭廃棄物のうち中野区規則(以下「規則」という。)で定める廃棄物をいう。以下同じ。)を回収する活動をいう。</u></p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第2章 再利用等による廃棄物の減量</p> <p>第1節 区長の減量義務等</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p><u>(集団回収による再利用の促進のための支援)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 再利用等による廃棄物の減量</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 区民の減量義務(第21条・第22条)</p> <p>第3章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第2章 再利用等による廃棄物の減量</p> <p>第1節 区長の減量義務等</p> <p>第9条～第11条 (略)</p>

第11条の2 区長は、集団回収による再利用を促進するため、第22条の2第4項に規定する集団回収実践団体として同条第1項の規定による登録を受けた団体に対し、規則で定める必要な支援を行うことができる。

第12条 (略)

第2節 事業者の減量義務

第13条～第16条 (略)

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第17条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用の促進等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2～6 (略)

第18条～第20条 (略)

第3節 (略)

第4節 集団回収

(集団回収を行う団体の登録等)

第22条の2 集団回収を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、あらかじめ、区長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録は、次に掲げる全ての要件を満たす団体で、集団回収を行う団体として区長が適当と認めるものについて行うものとする。

(1) 区内に存する地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他地域の団体であること。

(2) 営利を目的とする団体でないこと。

(3) 規則で定める世帯数以上の世帯で構成される団体であること。

3 前項の規定にかかわらず、第5項(第1号に限る。)の規定により登録を取り消された団体のうち、その取消の日から5年を経過しない団体については、第1項の規

第12条 (略)

第2節 事業者の減量義務

第13条～第16条 (略)

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第17条 事業用の大規模建築物で中野区規則(以下「規則」という。)で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用の促進等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2～6 (略)

第18条～第20条 (略)

第3節 (略)

定による登録を受けることができない。

4 第1項の規定による登録を受けた団体（以下「集団回収実践団体」という。）が集団回収により回収した集団回収対象廃棄物の収集及び運搬を委託するときは、次条第4項に規定する集団回収事業者に委託しなければならない。

5 区長は、集団回収実践団体が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、第1項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、第1項の規定による登録を受け、又は第11条の2の規定による支援を受けたとき。

(2) 第2項に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（集団回収対象廃棄物の収集運搬を行う事業者の登録等）

第22条の3 集団回収実践団体から委託を受けて、集団回収により回収された集団回収対象廃棄物を収集し、及び運搬しようとする資源回収等を業とする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、区長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録は、法第7条第5項第4号イからヌまでの規定及び第57条第1項第2号アからキまでの規定のいずれにも該当しない事業者で、集団回収により回収された集団回収対象廃棄物を収集し、及び運搬する事業者として区長が適当と認めるものについて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次項（第4号を除く。）の規定により登録を取り消された事業者のうち、その取消の日から5年を経過しない事業者については、第1項の規定による登録を受けることができない。

4 区長は、第1項の規定による登録を受け

た事業者（以下「集団回収事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、同項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による登録を受けたとき。

(2) 第2項に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。

(3) 区民の信頼を著しく損なう行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（集団回収集積場所の指定等及び表示）

第22条の4 集団回収実践団体は、集団回収により回収する集団回収対象廃棄物を集積するための場所を定め、当該場所を区長に申し出なければならない。

2 区長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該場所を台帳に記録し、保管するものとする。

3 集団回収実践団体は、集団回収を行うときは、前項の規定により区長が台帳に記載した場所（以下「集団回収集積場所」という。）に規則で定める事項を表示するものとする。

（集団回収集積場所に集団回収対象廃棄物を排出する場合の一般廃棄物処理計画の遵守義務）

第22条の5 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。次章、第72条及び別表において「占有者」という。）は、集団回収集積場所に集団回収対象廃棄物を排出するときは、第30条に規定する一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

（集団回収対象廃棄物の収集運搬車両における集団回収事業者であることを証する書類の掲示義務）

第22条の6 集団回収事業者は、集団回収実践団体からの委託に基づき、集団回収に

より回収された集団回収対象廃棄物の収集及び運搬を行うときは、規則で定めるところにより当該集団回収事業者に対し区長が交付した集団回収事業者であることを証する書類を当該収集及び運搬に当たり使用する車両の見やすい箇所に掲示しなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節・第2節 (略)

第3節 一般廃棄物の処理

第30条・第31条 (略)

(一般廃棄物処理計画の遵守義務等)

第32条 占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物(集団回収により回収される集団回収対象廃棄物を除く。)を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 (略)

(区長等以外の者による家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第32条の2 前条第1項に規定する所定の場所のうち規則で定める場所に置かれた家庭廃棄物であって、再利用を目的として分別された規則で定める廃棄物は、区長若しくは区長からあらかじめ当該家庭廃棄物の収集及び運搬の委託を受けた事業者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反して同項の廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、同項の廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかった場合において必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定による公表をしよう

第3章 廃棄物の適正処理

第1節・第2節 (略)

第3節 一般廃棄物の処理

第30条・第31条 (略)

(計画遵守義務等)

第32条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第72条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 (略)

(収集又は運搬の禁止)

第32条の2 前条第1項の規定により所定の場所に持ち出された家庭廃棄物のうち再利用を目的として分別された物は、区長以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 第21条の集団回収等により区民が持ち出した再利用の可能な物は、当該区民が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

とするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(集団回収事業者以外の者による集団回収対象廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第32条の3 集団回収により集団回収集積場所に置かれた集団回収対象廃棄物は、集団回収実践団体からあらかじめ当該集団回収対象廃棄物の収集及び運搬の委託を受けた集団回収事業者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反して同項の集団回収対象廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、同項の集団回収対象廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかった場合において必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第33条～第43条 (略)
(準用)

第44条 第31条第1項、第32条、第32条の2及び第35条から第37条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第4節 産業廃棄物の処理

第45条・第46条 (略)

第47条 第31条、第32条、第32条の2、第37条、第39条、第40条及び第43条(第38条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第33条～第43条 (略)
(準用)

第44条 第31条第1項、第32条及び第35条から第37条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第4節 産業廃棄物の処理

第45条・第46条 (略)

第47条 第31条、第32条、第37条、第39条、第40条及び第43条(第38条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第5節・第6節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 罰則

(罰則)

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第32条の2第2項(第44条及び第47条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(3) 第32条の3第2項の規定による命令(集団回収対象廃棄物のうち規則で定める廃棄物に係る命令に限る。)に違反した者

(4)～(6)

第77条～第80条 (略)

附則 (略)

別表 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に区長が別に定めるところにより再利用を目的として再利用が可能な廃棄物を自主的に回収する活動(以下「集団回収」という。)を実践する団体として区長の登録を受けている団体は、改正後の第22条の2第1項の規定による登録を受けた団体とみなす。

3 この条例の施行の際現に区長が別に定めるところにより集団回収により回収された廃棄物を収集し、及び運搬する事業者として区長の登録を受けている事業者は、改正後の第22条の3第1項の規定による登録を受けた事業者とみなす。

第5節・第6節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 罰則

(罰則)

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2)～(4)

第77条～第80条 (略)

附則 (略)

別表 (略)